

第4章 地方自治団体の機関

第4章 地方自治団体の機関

第1節 地方自治組織の基本構造

韓国の地方自治制度においては、日本と同様に地方議会と地方自治団体の長が両立する機関分立型をとっている。この場合、地方議会は議決権、行政監査権（自治団体に対して行政事務監査及び調査を行い、行政事務処理事項の報告を受け、質疑できる権限）、選挙権、請願受理・処理権及び自律権を持っている。その反面、自治団体の長は、自治団体の代表、行政事務の統轄、地方議会に対する牽制権限（地方議会の一般議決又は予算上執行不可能な議決に対し再議を要求することができ、緊急時に先決処分（※）を行う権限）を持っている。

（※）日本の「専決処分」とほぼ同義。詳細は第三節参照。

行政監査権と地方議会に関する牽制権限を行使することで、分立している両機関が適切な牽制と均衡を保つことができるようになっている。

なお、地方自治団体の長に対する議会の不信任議決権と地方自治団体の長の議会解散権は、いずれも認められていない。

また、広域地方自治団体の事務である教育、科学及び体育に関する事務を分掌するために地方自治団体の長から独立した公選の機関(教育監)を別途置くこととされており（地方自治法第121条、地方教育自治に関する法律）、市・道議会の常任委員会として教育委員会が置かれる（第8章第2節 教育行政を参照）。

第2節 地方議会

1 地方議会の性格と議員定数

(1) 性格

地方議会は、住民が選定する議員で構成される、自治団体の意思を審議・議決する住民の代表機関である。

すなわち、議決機関として地方自治団体の政策と立法、住民負担、その他地方自治団体の運営事項について地方自治団体の意思を最終的に決定する議決機関であり、地方自治団体の自治法規（条例）を制定する立法機関ともいえる。

さらには、同意権、承認権と行政事務監査及び調査権などを通じて、地方自治団体の首長の事務執行を監視・監督する牽制機関である。

(2) 議員定数

地方議会の議員定数は、公職選挙法で定められている。

ア 市・道議会の議員定数（公職選挙法第22条）

(ア) 地域区選出議員

- ・ 地域区市・道議員の総数は、管轄区域内の自治区・市・郡数の2倍とし、人口・行政区域・地勢・交通、そのほかの条件を考慮し、100分の14の範囲で調整することができる。ただし、自治区・市・郡の地域区市・道議員定数は最小1名とする。
- ・ 1の自治区・市・郡が2以上の国会議員地域選挙区とされた場合には、行政区域ではなく国会議員地域選挙区単位で数え、行政区域の変更により国会議

員地域選挙区と行政区域が合致しなくなったときには、行政区域単位で数える。

- ・ 市及び郡を統合して都農複合形態の市とした場合には、統合後最初の任期満了による市・道議会議員選挙に限り、当該市の道議会議員の定数は、統合前の数を考慮して定める。
- ・ これらの基準により算定された議員定数が 19 人未満となる広域市及び道は、その定数を 19 人とする。

(イ) 比例代表議員

- ・ 地域区市・道議員定数の 100 分の 10 (この場合、端数は 1 とする)。
- ・ 算定された比例代表議員定数が 3 人未満のときは、3 人とする。

イ 自治区・市・郡議会の議員定数 (公職選挙法第 23 条)

(ア) 地域区選出議員

- ・ 公職選挙法の別表で市・道別の総定数を定めているが、その範囲内で市・道に置かれた自治区・市・郡議員選挙区画定委員会が、人口と地域代表性を考慮し中央選挙管理委員会規則が定める基準に基づき、決める。
- ・ 最小定数は 7 人。

(イ) 比例代表議員

- ・ 自治区・市・郡議員定数の 100 分の 10 (この場合、端数は 1 とする)。

〈図表 4-1〉 韓国地方議会の議員定数

	広域自治体議会議員定数			基礎自治体議会議員定数			教育議員	合計
	地域区	比例代表	小計	地域区	比例代表	小計		
ソウル	100	10	110	369	54	423	0	533
釜山	42	5	47	157	25	182	0	229
大邱	27	3	30	102	14	116	0	146
仁川	33	4	37	102	16	118	0	155
光州	20	3	23	59	9	68	0	91
大田	19	3	22	54	9	63	0	85
蔚山	19	3	22	43	7	50	0	72
世宗	16	2	18	0	0	0	0	18
京畿	129	13	142	390	57	447	0	589
江原	41	5	46	146	23	169	0	215
忠北	29	3	32	116	16	132	0	164
忠南	38	4	42	145	26	171	0	213
全北	35	4	39	172	25	197	0	236
全南	52	6	58	211	32	243	0	301
慶北	54	6	60	247	37	284	0	344
慶南	52	6	58	228	36	264	0	322

濟州	31	7	38	0	0	0	5	43
合計	737	87	824	2,541	386	2,927	5	3,756

- ※ 広域自治体議会平均 48 名（最小：世宗特別自治市 18 名、最大：京畿道 142 名）
- ※ 濟州特別自治道・世宗特別自治市については公職選挙法によらず、それぞれの設置法に議員定数が規定されている。
- ※ 教育議員は濟州特別自治道の設置及び国際自由都市造成のための特別法により規定されている。地方自治法第 31 条及び公職選挙法の地域選挙区に関する規定に基づいて個別に選出され、道議會議員 4 名とともに、教育、学芸に関する所管事項を審議、議決する常任委員会（教育委員会）を構成する。

2 議員の身分等

(1) 任期及び身分、手当

地方議會議員は、住民の普通・平等・直接・秘密選挙により選出され（地方自治法第 31 条）、任期は 4 年である（地方自治法第 32 条）。被選挙権は、25 歳以上で、選挙日時点で 60 日以上、当該地方自治団体に居住している者である（公職選挙法第 16 条第 3 項）。

議員の身分・手当については、以前は名誉職であり無報酬であったが、2003 年 6 月の地方自治法改正で名誉職とする規定を削除し、さらに 2005 年 8 月の改正で地方議會議員に対して会期により支給される会期手当を、職務活動に対し支給する月次手当に転換し（地方自治法第 33 条）、地方議會議員が専門性を持って議員活動に専念できる土台が用意された。

その他会期中の職務等における障害・死亡等の場合には補償金が支払われる（地方自治法第 34 条）。

手当の支給基準は地方自治法施行令第 33 条に定める範囲内で、各地方自治団体の議政費審議委員会が決定した金額以内で各自治団体の条例に定めることとなっている。

なお、地方自治法施行令第 33 条に定められた支給範囲は以下のとおりである。

ア 地方議會議員議政活動費支給範囲（地方自治法施行令別表 4）

区分	議政活動費支給範囲	
	議政資料収集・研究費	補助活動費
市・道議會議員	月 120 万ウォン以内	月 30 万ウォン以内
市・郡・自治区議會議員	月 90 万ウォン以内	月 20 万ウォン以内

イ 旅費支給範囲（地方自治法施行令別表 5）（単位：ウォン）

支給基準額	鉄道運賃	船舶運賃	航空運賃	自動車運賃	日当	宿泊費	食費（1 日）
区分							

市・道議会議員	実費 (特室)	実費(一 等級)	実費	実費	20,000	実費	25,000
市・郡・自治区 議会議員	実費 (特室)	実費(一 等級)	実費	実費	20,000	実費	25,000

※議会所在自治体内での出張・旅行や旅行距離が12km未満の場合、現地交通費と食費のみ。

ウ 国外旅費支給範囲（地方自治法施行令別表5）

（単位：ドル）

支給基準額		航 空 賃	日 当	宿 泊 費	食 費
市・道	議長 副議長	一等定額	40	実費（上限：282）	上限：133
	議員	一等定額	35	実費（上限：223）	上限：107
市・郡 自治区	議長 副議長	一等定額	35	実費（上限：223）	上限：107
	議員	二等定額	30	実費（上限：176）	上限：81

エ 月次手当支給範囲

地域住民の所得水準、地方公務員報酬引上率、物価上昇率及び地方議会の議院活動実績等を総合的に考慮した金額

(2) 兼職禁止

以下の職との兼職は禁止されている（地方自治法第35条第1項）。

ア 国会議員及び他の地方議会議員

イ 憲法裁判所裁判官及び各級選挙管理委員会委員

ウ 国家公務員及び地方公務員（ただし政党法の規定により政党の党員になることのできる公務員は除外）

エ 「公共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関（韓国放送公社、韓国教育放送公社及び韓国銀行を含む）の役職員

オ 地方公社及び地方公団の役職員

カ 農業協同組合、水産業協同組合、山林組合、葉たばこ生産協同組合、信用協同組合及びセマウル金庫（これらの組合・金庫の中央会及び連合会を含む）の役職員及びこれらの組合の中央会長又は連合会長

キ 政党法の規定により政党の党員となることができない教員

(3) 当該地方自治団体との営利目的の取引禁止

当該自治団体及び公共団体との営利目的の取引は禁止されている。また、これに関連した施設・財産の譲受人又は管理人になれない（地方自治法第35条第5項）。

(4) 議員の義務

議員の義務として、公共の利益を優先し良心に従いその職務を誠実に遂行しなけ

ればならず、清廉の義務を果たすとともに議員としての品位を維持しなければならない。

また、議員は、その地位を濫用し地方自治団体・公共団体又は企業体との契約やその処分により財産上の権利・利益若しくは職位を取得したり他人のためにその取得を斡旋したりしてはならない（地方自治法第 36 条）。

(5) 議員逮捕及び確定判決の通知

議員が逮捕・拘禁された場合、関係捜査機関の長は、遅滞なく議長に令状の写しを添付してそのことを通知しなければならない、もし議員の刑事事件の判決が確定したときは、各級の裁判長は、遅滞なく議長にそのことを通知しなければならない（地方自治法第 37 条）。

3 地方議会の権限

議会の権限については、議決権、行政監査及び調査権、その他に分かれ、それぞれ、次のとおりである（地方自治法第 39 条～第 43 条）。

(1) 議決権

地方自治法は法定議決事項として、次の事項を掲げている（地方自治法第 39 条）。

- ア 条例の制定・改廃
- イ 予算の審議・確定
- ウ 決算の承認
- エ 法令に規定されたものを除いた使用料・手数料・分担金・地方税又は加入金の賦課と徴収
- オ 基金の設置・運用
- カ 重要財産の取得・処分
- キ 公共施設の設置・管理及び処分
- ク 法令と条例に規定されたものを除く予算外の義務負担又は権利放棄
- ケ 請願の受理及び処理
- コ 外国の地方自治団体との交流協力に関する事項
- サ その他の法令によりその権限に属する事項

なお、地方自治団体がこれらのほかに条例で定めるところにより議会の議決事項を追加することができる（地方自治法第 39 条第 2 項）。

議決事項は、特別に規定された場合を除き、在籍議員の過半数の出席と出席議員の過半数の賛成により議決される。なお、議長は決議で表決権を有するが、賛成と反対が同数の場合、否決されたものとみなす（地方自治法第 64 条）。

(2) 行政監査及び調査権

議会は、毎年 1 回当該地方自治団体の事務に関して、市・道の場合は 14 日、市・郡・区の場合は 9 日の範囲内で監査を実施することができる。

また、地方自治団体の事務のうち、特定事案に関し、本会議の議決により本会議又は委員会をして調査をさせる権利がある。これには理由を明示した書面に、在職議員の 3 分の 1 以上の連署が必要である（地方自治法第 41 条）。

(3) その他

請願受理・処理権（議会の議決を要さないもの）、自律権（内部組織決定権、議公会期決定権、議会規則制定権、議員懲戒権、地方自治団体の長及び関係公務員の出席・答弁要求権、地方自治団体の長の先決処分承認権）などがある。

4 地方議会の招集と会期

定例会は在籍議員の3分の1以上の出席を条件に、年2回開かれる。定例会の招集日他、定例会の運営に関する必要事項は大統領令で定めるところにより各地方自治団体の条例で定めることとされている（地方自治法第44条）。

臨時会は、総選挙後及び当該自治団体の長又は在籍議員の1/3以上の要求により開かれる。招集については、総選挙後の場合、議員の任期開始日から25日以内に議会事務次長・事務局長・事務課長が、自治団体の長等の要求により招集する場合は、15日以内に議長が招集する（地方自治法第45条）。また年間総会議日数も条例で定めるところとなっている（地方自治法第47条）。

地方議会に提出された議案は、会期中に議決されなかった場合にも破棄されない。ただし、地方議会議員の任期が終わる場合には、この限りではない。

5 地方議会の組織

(1) 議長・副議長

議会は、無記名投票選挙により、議員の中から議長、副議長を選出する。議長及び副議長の任期は2年で、欠員となった際は補欠選挙により選出する。その場合の任期は前任者の残任期間とされる（地方自治法第48条及び53条）。

議長は、議会を代表し、議事を整理し、会議場の秩序を維持し、議会の事務を監督する（地方自治法第49条）。副議長は、議長に事故がある場合にその職務を代行する（地方自治法第51条）。

なお、韓国では議長・副議長不信任の制度がある。これは、議長又は副議長が法令に違反したり正当な理由なく職務を遂行しないときに、議会在不信任を議決することができるというものである。不信任議決には、在籍議員の4分の1以上の発議及び在籍議員の過半数の賛成が必要である。議決された場合、議長又は副議長は解任される（地方自治法第55条）。

(2) 委員会

議会は、条例が定めるところにより委員会を設置することができる。委員会は、所管議案、請願等を審査処理する常任委員会と、特別な案件を一時的に審査処理する特別委員会の2種類とされる。委員は本会議で選任する（地方自治法第56条）。

また、地方議会の信頼性を確保するため、議員の倫理審査や懲戒に関する事項を審査するための倫理特別委員会を設置できることとし（地方自治法第57条）、また、委員長と委員の自治立法活動を支援するために、議員ではない、専門知識を持った専門委員を置くこととしている（地方自治法第59条第1項）。

(3) 事務機構

議会事務処理のため、条例に基づき、広域自治団体の場合は事務処、基礎自治団

体の場合は事務局又は事務課を置くことができる（地方自治法第 90 条）。

〈図表 4 - 2〉 地方議会の組織

	議長	副議長	委員会	事務機構
広域自治団体	1 名	2 名	常任委員会	事務処
基礎自治団体	1 名	1 名	特別委員会 倫理特別委員会	事務局又は 事務課

第 3 節 執行機関

1 地方自治団体の長

(1) 地方自治団体の長の地位

地方自治団体の長は地方自治団体を内外に代表する。また、これと同時に国家又は広域自治団体（特別市・広域市・道）の事務を機関委任されて処理する場合には、国家又は広域自治団体の下級行政機関としての地位を持つ。

地方自治団体の長は、特別市に特別市長、広域市に広域市長、特別自治市へ特別自治市長、道と特別自治道に道知事、市に市長、郡に郡守、自治区に区庁長を置くこととされている（地方自治法第 93 条）。

ア 地方自治団体の長の選任

従来、議会による間接選挙制や政府による任命制などであったが、1989 年に改正（第 7 次改正）された地方自治法において住民による直接選挙制が規定され、1995 年から住民の普通・平等・直接・秘密選挙によって選任されている（地方自治法第 94 条）。第 1 章 2 節も参照。

任期は 4 年で、在任は継続して 3 期までに限定している（地方自治法第 95 条）。被選挙権は、25 歳以上で、選挙日現在 60 日以上 of 居住者で、地方議会議員と同じである（公職選挙法第 16 条第 3 項）。なお、長が欠けたときは補欠選挙が行われるが、任期は前任者の残存任期であり、選挙日から任期満了までの期間が 1 年未満のときは、補欠選挙は行わないこともある（公職選挙法第 14 条、第 200 条、第 201 条）。

イ 兼任等の制限

以下の職との兼職は禁止されている（地方自治法第 96 条第 1 項）。

- (ア) 大統領、国会議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員、地方議会議員及び教育委員会の教育委員
- (イ) 国家公務員及び地方公務員
- (ウ) 他の法令の規定により公務員の身分を有する職
- (エ) 「公共機関の運営に関する法律」第 4 条の規定による公共機関（韓国放送公社、韓国教育放送公社及び韓国銀行を含む）の役職員
- (オ) 農業協同組合、水産業協同組合、山林組合、葉たばこ生産協同組合、信用協同組合及びセマウル金庫（これらの組合・金庫の中央会及び連合会を含む）

の役職員

- (カ) 教員
- (キ) 地方公社及び地方公団の役職員
- (ク) その他、別の法律により兼任できないとされる職

また、地方自治団体の長は、在任中、当該地方自治団体との営利目的の取引は禁止され、当該地方自治団体と関係のある営利事業に従事できないとされている。

ウ 地方自治団体の長の逮捕及び確定判決の通知

地方自治団体の長が逮捕・拘禁された場合、関係捜査機関の長は、遅滞なく令状の写しを添付してそのことを当該地方自治団体に通知しなければならない。この場合、通知を受け取った地方自治団体が、基礎自治団体ならば広域自治団体の長を経由して、広域自治団体ならば直接このことを直ちに行政安全部長官に報告しなければならないとされている。もし、刑事事件の判決が確定したときは、各審級の裁判長は、遅滞なく当該地方自治団体にそのことを通知しなければならないとされ、逮捕・拘禁の場合と同じく、行政安全部長官への報告、市・道知事の経由手続きが規定されている（地方自治法第 100 条）。

(2) 地方自治団体の長の権限

地方自治団体の長は、当該地方自治団体を代表し、その事務を統括することとされている（地方自治法第 101 条）。また、地方自治団体の長は、当該地方自治団体の事務（固有事務）及び法令によりその地方自治団体の長に委任された事務（機関委任事務）を管理執行することとされている（地方自治法第 102 条）。

また、地方自治団体の長は、条例・規則に基づき、その権限に属する事務の一部を補助機関、所属行政機関、下部行政機関又は管轄基礎自治団体、公共団体若しくはその機関（事務所、出張所等を含む）に委任することができる。そのほか、調査・検査・検定・管理業務等住民の権利義務に直接関係ない事務について、法人・団体・個人等に契約により委託することができる（地方自治法第 104 条）。

さらに、地方自治団体の長は、所属職員を指揮・監督し、法令・条例・規則に基づき、職員の任免、教育訓練、服務、懲戒等に関する事項も処理する（地方自治法第 105 条）。

このほか、地方自治団体の長は、議案発議権、地方自治団体の予算編成権、臨時会招集要求、再議要求、先決処分権、再議決についての提訴権、条例公布権、条例案拒否権、規則制定権などを持つ。

(3) 議会に対する権限

(2) のとおり、地方自治団体の長は様々な権限を持つが、議会に対する権限のうち、主なものは以下のとおりである。

ア 再議要求権（地方自治法第 107 条、第 108 条）

以下の議決に対し、地方自治団体の長は議決事項の受領日から 20 日以内に再議決要求ができる。

- ・ 越権あるいは法令違反であったり、公益を著しく害すると認められる場合
- ・ 議決された予算に執行できない経費が含まれている場合
- ・ 法令により地方自治団体に義務的に負担しなければならない経費の削減
- ・ 非常災害による施設の応急復旧のために必要な経費の削減
- ・ 議決された条例案に異議がある場合（地方自治法第 26 条第 3 項）

しかし、再議の結果、在籍議員過半数の出席と出席議員の 2/3 以上の賛成で前と同じ議決をした場合は、再議決案が確定される（地方自治法第 107 条第 2 項）。

その場合でも、地方自治団体の長は再議決された事項が法令に違反すると認められる場合には、大法院に提訴できる権限を持つ（地方自治法第 107 条第 3 項）。

イ 先決処分権

以下のような場合に地方自治団体の長は先決処分をすることができる。

- ・ 議員の拘束等で規定議決定足数に足りず、議会が成立しない場合（地方自治法第 109 条）
- ・ 地方議会の議決事項のうち、住民の生命と財産保護のために緊急に必要な事項があり、それに対し議会を招集する時間的な余裕がなかったり、議会の議決が遅滞している場合（同条）

この場合、遅滞なく地方議会に報告して承認を得なければならず、議会の承認を得られなかった場合は、その時から効力を喪失する。

ウ 準予算の執行

新しい会計年度が始まるまでに地方議会で予算案が議決されなかった場合には、首長は以下の場合に限り、前年度の予算案に準じて執行することができる（地方自治法第 131 条）。

- ・ 法令又は条例によって設置された機関又は施設の維持・運営
- ・ 法令又は条例上の支出義務の履行
- ・ 既に予算で承認された事業の継続

〈図表 4-3〉 地方自治団体の長と地方議会の関係

項 目	地方自治団体の長	議 会
議 案 関 連	議案の提出・付議案件の公告	議案の提出
	条 例 の 公 布	議 決 権
再 議	再 議 要 求 権	再議決議権
先 決 処 理	先 決 処 理 権	承認・拒否権
行 政 事 務	行政事務の管理・執行	書類提出要求権
		事務監査・調査権
		出席要求・質問権
予 算	予算の編成・提出	予算の審議
	執 行 権	確 定 権
決 算	決算の作成・承認要求	決算承認権

2 補助機関

(1) 副団体長（副市長・副知事、副市長・副郡守・副区庁長）

ア 副団体長とその定数、任務

特別市、広域市及び特別自治市に副市長、道と特別自治道に副知事、市に副市長、郡に副郡守、自治区に副区庁長を置くこととされ、その定数は次のとおりとされている。（地方自治法第 110 条第 1 項）

(ア) ソウル特別市：3 人（地方自治法施行令第 73 条）

(イ) 広域市・特別自治市・道・特別自治道：2 人以下（人口 800 万以上は 3 人）
（地方自治法施行令第 73 条）

(ウ) 市・郡・区：1 人

その任務は、地方自治団体の長を補佐して事務を総括することと、その所属職員を指導・監督することだが、地方自治団体の長に事故等があった場合はその職を代行することとなる。（地方自治法第 110 条第 5 項、111 条）

イ 副団体長の身分

広域自治団体の副団体長は、政務職又は一般職の国家公務員（「行政副知事」「行政副市長」）が充てられ、その等級は大統領令で定められている。また、広域自治団体の副団体長が 2 人以上の場合は、1 人は政務職・一般職又は別定職の地方公務員（「政務副市長」又は「政務副知事」）が充てられ、政務職又は別定職の地方公務員を持って充てる場合の資格基準は、当該地方自治団体の条例で定めることとされている（地方自治法第 110 条第 2 項）。

基礎自治団体の副団体長は、一般職の地方公務員が充てられ、その職階は大統領令で定められている。

なお、副団体長の任命には日本と異なり議会の同意を要しない。

ウ 副団体長の職務内容

行政副市長、行政副知事は、当該地方自治団体の事務を総括し、所属公務員を監督する（地方自治法施行令第 73 条第 4 項）。

政務副市長、政務副知事は、当該地方自治団体の長を補佐して、政策及び企画の策定を行い、その他の政務的業務を遂行する。ただし、政務副市長、政務副知事は、条例の定めるところにより、行政副市長、行政副知事の業務を分担して行うことができる（地方自治法施行令第 73 条第 4 項）。

エ 任用

国家公務員をもって充てられる広域自治団体の副団体長は、当該自治団体の長の提請（提案して要請すること。以下同じ）により行政安全部長官を経て大統領が任命する。この場合、提請のあった者に法的欠格事由がなければ 30 日以内にその任命手続を終了しなければならないとされている（地方自治法第 110 条第 3 項）。

基礎自治団体の副市長・副郡守・副区庁長は、当該地方自治団体の長が任命する（地方自治法第 110 条第 4 項）。

(2) 行政機構

地方自治団体はその事務を分掌させるために必要な行政機構と地方公務員を置くが、行政機構の設置と地方公務員の定員については、人件費など大統領令が定める基準により地方自治団体の条例で定める（地方自治法第 112 条）。

3 所属行政機関

地方自治法は、地方自治団体の所属機関として、直属機関、事業所、出張所、合議制行政機関、審議会・委員会等の諮問機関を規定している（地方自治法 113 条～116 条の 2）。

(1) 直属機関

地方自治団体の所管事務の範囲内で、大統領令又は大統領令に基づく条例により設置されているものであり、自治警察機関（済州特別自治道に限る）、消防機関、教育訓練機関、保健診療機関、試験研究機関、中小企業指導機関等がある（地方自治法第 113 条）。

地方自治法施行令では、条例で直属機関を設置できる場合について、その所管事務の性格が別途の専門機関で遂行することが効率的な場合でなければならないとしており、特に大学、専門大学（日本の短大に相当）の設置については、①地方自治団体の財政支援能力があること、②地域内の産業人材需要と大学及び専門大学の人材供給上の必要性があること、③地域間の均衡発展に寄与できること、④大学及び専門大学中長期計画・学科編成及び学生定員が適正なこと、⑤設置に関して地域社会の積極的な支援があることといった条件を明示している（地方自治法施行令第 75 条、第 76 条）。

(2) 事業所

特定業務を効率的に遂行するために必要な場合、大統領令が定めるところにより地方自治団体の条例で事業所を設置できる。設置の必要要件としては、業務の性格や業務量等から別途の機関で業務を遂行することが効率的であること、事業所位置上、現場での業務推進が効率的であることが求められる（地方自治法第 114 条、同法施行令第 77 条）。

(3) 出張所

遠隔地の住民の便宜や特定地域の開発促進のために必要な場合には、大統領令で定める範囲内で条例の定めるところにより出張所を設置できるとされている（地方自治法第 115 条）。地方自治法施行令第 78 条では、一部例外を除き、出張所の設置要件として以下を定めている。

- ア 遠隔地住民の便宜のために所管事務を分掌する必要があること
- イ 業務の総合性と継続性があること
- ウ 管轄区域の範囲が明確なこと

(4) 合議制行政機関

所管事務の一部を独立させて遂行する必要がある場合には、法令又は条例の定めるところにより合議制行政機関を置くことができるとされている（地方自治法第 116 条）。

人事委員会（地方公務員法第7条）、訴請審査委員会（地方公務員法第13条）等が設置されている。

なお、合議制機関として選挙管理委員会があるが、韓国では国家機関（選挙管理委員会法）である。

（5）諮問機関

地方自治団体は、その所管事務の範囲で法令やその地方自治団体の条例で定めるところにより審議会・委員会等の諮問機関を設置運用することができる（地方自治法第116条の2）。

4 下部行政機関

下部行政機関として、自治区ではない区（行政区又は一般区と呼ばれる）に区庁長、邑には邑長、面には面長、洞には洞長が置かれる（地方自治法第117条）。これら下部行政機関は一般職地方公務員をもって充てられ、基礎自治団体の長が任命する（地方自治法第118条）。

行政区の区庁長、邑長・面長・洞長は、それぞれ基礎自治団体の長の指揮監督を受け、所管の国家事務及び地方自治団体の事務を処理し、所属職員を指揮監督することとされている（地方自治法第119条）。

これら下部行政機関の事務を分掌させるため必要な場合には、条例に基づき、下部行政機構を設置することができる（地方自治法第120条）。

5 教育・科学及び体育に関する機関

教育・科学及び体育についての事務は、地方自治団体の事務（市・道事務）であっても、教育の自主性、専門性、地方教育の特殊性を考慮して、教育・学芸についての事務を管掌する機関（教育監）を別途置くよう規定されている（地方自治法第121条）（第8章参照）。